

## 第3章 第12次計画に盛り込むべき事項に関する地方公共団体、関係団体 及び被害者団体等調査

本章では、第12次計画検討の参考とするために、都道府県の交通安全対策担当部局及び関係団体が同計画に盛り込むべきと考えている事項を調査した結果を取りまとめた。提出された意見については、関係省庁と共有し、対応方針を専門委員会議において示す。

### 第1項 調査概要

#### 1-1 調査の対象

都道府県・政令指定都市の交通安全対策担当部局及び関係団体を対象として調査を実施した。

##### (1) 地方公共団体

都道府県交通安全対策担当部局に対して、調査票をメールにて送付し、都道府県下市区町村を含めて回答を得た（47都道府県。内、45都道府県から回答）。

##### (2) 交通安全に関わる業界等関係団体

交通安全に関わる業界等関係団体に対して、調査票を郵送・メール送付し、回答を得た（187団体。内、107団体から回答）※。また、一般財団法人交通安全教育普及協会及び一般社団法人日本自動車連盟からは、第2回検討会の場でヒアリングを実施した。

※道路交通以外の鉄道、踏切道、海事及び航空の関係団体も含む。

##### (3) 被害者団体等

被害者団体等に対して、調査票を郵送・メール送付し、回答を得た。また、7団体から第2回検討会の場でヒアリングを実施した。

#### 1-2 調査内容

調査票による調査については、以下の事項を質問した。

- ①各団体等による、第11次計画期間中の交通安全に関する主な取組
- ②今後2030年度までに、各団体等が重視する交通安全に関する主な取組
- ③今後2030年度までに国に期待する主な交通事故対策

## 第2項 調査結果

本報告書では、「③今後 2030 年度までに国に期待する主な交通事故対策」に着目し、主な結果を以下の通りとりまとめた。

### 2-1 施策の対象別かつ第 11 次計画の 8 つの柱別に見た主な意見

施策の対象として、年齢層別、状態別、場所別かつ第 11 次計画の 8 つの柱別に主な意見を整理した。(県)は都道府県、(市)は市町村、(関)は関係団体、(被)は被害者団体を示している。

#### (1) 年齢層別

共通	<p>【交通安全思想の普及徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の実施 (県) (関)</li> </ul>
子供 (0～5歳) (6～15歳)	<p>【道路交通環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全な登園のための利用者駐車場の確保 (関)</li> <li>● 自治体を実施する通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備に対する継続支援 (県) (市)</li> <li>● 通学路における無電柱化 (被)</li> <li>● 学校、警察、道路管理者等が連携した通学路の安全点検及び道路危険箇所の改善 (県) (市) (関)</li> <li>● 登下校路を時間規制の通行禁止場所とする等、安全に登下校できる環境の整備 (市)</li> <li>● 通学路での自動車の速度制限 (関)</li> </ul> <p>【交通安全思想の普及徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● チャイルドシートの適切な使用の徹底 (関)</li> <li>● 学校教育における交通安全カリキュラムやガイドラインの確立・普及 (県) (市) (関) (被)</li> <li>● 教育機関が自主的に生徒に対して交通安全教育をできる環境の整備 (県)</li> <li>● 学校、家庭及び地域の協働による防犯、防災、交通安全を含む児童生徒等の総合的な安全教育の推進 (関)</li> <li>● 中学生は、被害者にも加害者にもなる可能性があり、その両面においての対策が必要 (関)</li> <li>● 登下校時に係る指導員の育成と配置 (県)</li> <li>● 子供見守り体制に係るガイドラインの作成 (県)</li> <li>● 通学路での安全運転の必要性の周知・啓発強化 (市)</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子供目線による交通安全対策 (県)</li> </ul>
若年者 (16～24歳) その他大人	<p>【交通安全思想の普及徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学校、高校の交通安全教室の開催が少ないことから、学習指導要領における交通安全教育の取組強化 (県)</li> <li>● 若年層 (特に高校生) の自転車利用に対する意識啓発機会の拡大 (県)</li> <li>● 運転者としての社会的責任の自覚や危険予測・回避の能力向上などを目標とした講習の実施 (県) (市) (関)</li> <li>● 若年性アルツハイマーなど、若年者に対する一定程度の認知機能の検査の実施 (被)</li> </ul>

高齢者	<p><b>【道路交通環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が安心・安全に外出したり移動したりできる交通社会の形成（市）</li> <li>● 災害時における障害者や高齢者への避難経路の対応について交通安全基本計画に盛り込むべき（関）</li> </ul> <p><b>【交通安全思想の普及徹底】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に免許を持たない高齢者が交通ルールやマナーを学ぶ機会を創出することへの支援（県）</li> <li>● 高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全活動の推進（市）</li> <li>● 反射材製品についての情報提供とともに、関係機関・団体と連携した反射材製品等の広報啓発（県）（市）（関）</li> <li>● 交通安全啓発活動における高齢者交通事故の周知（県）（関）</li> </ul> <p><b>【安全運転の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢運転者の運転技能の確立及び高齢者の交通安全教育の充実・強化（県）（市）（被）</li> <li>● 高齢運転者自身の運転技術の確認や交通事故における原因追究が可能になるドライブレコーダー設置の補助等（市）</li> <li>● 運転寿命の延長につながるフレイルの研究とそれに伴う予防・対策（関）</li> <li>● 「サポカー補助金」(安全運転サポート車普及促進事業費補助金)の継続交付（県）（市）</li> <li>● 高齢者の運転ミスによる交通事故を抑止するべく、サポカー限定免許制度の周知や拡充（県）（市）（関）</li> <li>● 運転力量に応じた車を限定する AT 専用免許制度のようなサポカー免許制度の創設・活用（関）</li> <li>● 認知機能・運転技能検査の厳格化、検査頻度の向上（市）</li> <li>● 75 歳以上の全高齢運転者を対象とする運転技能検査の義務化（県）</li> <li>● 下限が定められている免許制度について上限を設定する必要がある（被）</li> <li>● 運転免許自主返納後の車に代わる公共交通の充実や移動サポートに対する支援（県）</li> <li>● 運転免許証自主返納だけでなく、道路交通法第 103 条の規定に基づく認知症を始めとする加齢による病気等で運転免許証の取り消しとなった者に対する支援（市）</li> </ul> <p><b>【車両の安全性の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ブレーキとアクセルの踏み間違えによる急発進・急加速等の防止装置の開発と普及（県）（市）</li> <li>● 高齢者に新技術が行き渡るための啓発と積極的な普及支援策（関）</li> </ul>
-----	---

## (2) 状態別

歩行者	<p><b>【道路交通環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「乱横断」の多発地点における防止柵の設置（被）</li> <li>● 横断歩道や歩道橋の少ない道路における押しボタン式信号の横断歩道の導入（被）</li> <li>● 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備（県）（市）（関）</li> <li>● 歩車分離に加え、歩行者と自転車の通行空間の分離（県）（市）（関）</li> </ul> <p><b>【交通安全思想の普及徹底】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許保有者以外への交通教育の充実（県）（市）</li> </ul>
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者への横断時の安全確認の徹底や横断歩道以外での乱横断を慎む啓発（県）（市）</li> <li>● 反射材用品等の普及啓発（県）（市）（被）</li> <li>● ながら歩行の注意喚起及び啓発（関）</li> </ul> <p>【道路交通秩序の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者・自転車等の悪質・危険な交通違反に対する取締り及び交通安全啓蒙活動の強化推進（関）</li> </ul>
自転車	<p>【道路交通環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 望ましい中速モードの通行ルールや通行帯の道路構造等の検討（県）（関）</li> <li>● 自転車・特定小型原動機付自転車・歩行者が共存できるような道路環境の推進（県）（市）（関）</li> <li>● 自転車駐輪場の整備と放置自転車対策（市）</li> </ul> <p>【交通安全思想の普及徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い世代を対象とした自転車の交通ルール・マナーの普及啓発（県）（市）（関）</li> <li>● 自転車の定期点検や消耗部品の定期的な交換等への啓発（関）</li> <li>● 電動キックボードなど、新たなモビリティに関する交通ルールの啓発（県）（市）（関）</li> <li>● 自転車は免許証がなく事故に関する教育機会が少ないため、自転車運転者に対する教育機会の増加（県）（市）（関）</li> <li>● 自転車利用者に対して、自転車は歩行者と同じではなく、車両の仲間であることの教育（被）</li> <li>● 自転車講習受講の義務化（県）</li> <li>● 自転車損害賠償責任保険の加入率向上（市）（関）</li> <li>● 条例ではなく法律による自転車損害賠償責任保険等への加入義務化（被）</li> <li>● シェアサイクルの普及と安全利用（市）（関）</li> </ul> <p>【道路交通秩序の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車や電動キックボード等の軽微な違反の取締り及び厳罰化（市）（関）</li> <li>● 違法な小型モビリティの販売規制（県）（市）</li> </ul>
二輪車	<p>【道路交通環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二輪車の事故分析に基づく交通環境整備（関）</li> </ul> <p>【交通安全思想の普及徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二輪車と四輪車の特性の違いについて理解を深める講習等による安全運転の啓発（関）</li> <li>● 二輪車用エアバッグ付ウェアといった安全支援機器の導入支援（関）</li> </ul> <p>【安全運転の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二輪車のヘルメット脱落防止に向けた法整備（関）</li> </ul>

自動車	<p><b>【道路交通環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● CASE<sup>2</sup>の実現に向けた技術開発の推進、ビッグデータの活用、VICS（道路交通情報通信システム）によるプローブ情報活用サービスの実用化への支援、新交通管理システムの整備を行うなど、次世代 ITS の推進（関）</li> <li>● 路上駐車 of 適正な取締り（関）</li> <li>● 安全上問題のあるバス停の解消のための関係機関による支援（関）</li> </ul> <p><b>【交通安全思想の普及徹底】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ドライバーの遵法意識の向上（県）（市）（関）（被）</li> <li>● 高齢者に限らず、サンデードライバーや外国人ドライバーも含む、全ての免許保有者に対して、定期的な免許更新などの機会を通じた運転技術水準や安全意識の維持・向上につながる仕組みの構築（関）</li> <li>● ドライブレコーダーの事故再発防止や交通安全教育への活用（関）</li> <li>● 全車両へのドライブレコーダー設置義務化（県）</li> <li>● 一般道路における後部座席シートベルト・チャイルドシート着用に対する基礎点数の付与（県）（関）</li> <li>● バス走行中における急な割り込みや飛出しに対する急制動での車内乗客転倒事故の危険性の啓発（関）</li> <li>● 飲酒運転をしない、させない、許さないといった規範意識醸成のための教育・啓発の充実（県）（市）</li> <li>● 先進安全技術搭載車両が増える中、その技術を過信しないよう、安全装備・システムの特長や限界を分かりやすく周知し、正しい使用方法の理解促進（関）</li> <li>● 自動運転走行を妨げない運転マナーの研究・普及啓発（歩行者に対しての啓発も重要）（市）</li> </ul> <p><b>【安全運転の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 急激な加減速や車線変更、他車との間隔などをタグ等で検知し、ドライバーおよび関連機関に通知（関）</li> <li>● 道路交通法に合わせた最高速度リミッター装着の義務化（県）</li> <li>● 運転中にスマートフォン等の通信機器の操作を制限または検知する機能の搭載によるながら運転の抑止（市）（関）</li> <li>● 逆走行為を感知し停止させるといった装置の装着義務化の法整備や装着の購入助成制度の創設（関）</li> <li>● 事業用事業者の運転手の心身の異常による交通事故の対策（県）（関）</li> </ul> <p><b>【車両の安全性の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路運送車両の保安基準の拡充・強化を通じた車両の安全対策（関）</li> <li>● 交通事故における誤操作の事例の集約など、より安全性の高い車両構造の確立に向けた事故状況の分析と自動車メーカーへのフィードバック（県）</li> <li>● 先進安全自動車（ASV）普及に向けた支援と新技術の開発（県）（市）（関）</li> <li>● 自動運転の普及促進や法整備（県）（市）（関）</li> </ul> <p><b>【道路交通秩序の維持】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ながら運転の取締りの強化（市）（関）</li> </ul>
-----	---

<sup>2</sup> 「Connected（コネクテッド）」「Automated/Autonomous（自動運転）」「Shared & Service（シェアリング）」「Electrification（電動化）」というモビリティの変革を表す4つの領域の頭文字をつなげた造語

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲酒運転の取締りの強化（県）（市）</li> <li>● 事業用車両及び飲酒運転検挙者の使用車両に対するアルコール・インターロック装置の取付義務化（県）（関）</li> <li>● あおり運転の取締りの強化（県）（市）（関）</li> <li>● 悪質・危険運転者対策の強化（県）（市）</li> <li>● 不正改造車の取締り、街頭検査活動の強化（関）</li> <li>● 積載不相当車両への指導取締りの徹底（関）</li> </ul>
--	---

### (3) 場所別

共通	<p><b>【道路交通環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩行者・低中速モビリティ・自動車それぞれが安全に走行できる道路空間の整備の推進（関）</li> <li>● ラウンドアバウト（環状交差点）の推進（県）（関）</li> <li>● 幹線道路と生活道路の機能分化（県）（市）（被）</li> <li>● バリアフリー化された道路交通環境の形成（県）（市）（関）</li> <li>● パーキング・パーミット制度の全国共通の制度の導入（県）</li> <li>● 無電柱化（県）</li> <li>● 都市部における渋滞解消（県）</li> <li>● 駐車場所確保のための道路改良（県）</li> <li>● 標識等の視認性の向上（関）</li> <li>● 標識標示設置基準の緩和、合理化（県）（関）</li> <li>● 道路照明設置に対する市町村への補助等（関）</li> <li>● 災害に備えた道路の整備（県）</li> </ul>
生活道路	<p><b>【道路交通環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備（県）（関）</li> <li>● 「ゾーン30」の整備推進の継続（県）（市）（関）</li> <li>● 車側でゾーン30・ゾーン30プラスの開始点、終了点が認識できる仕組みの構築（関）</li> </ul> <p><b>【交通安全思想の普及徹底】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活道路の法定速度引き下げに関する周知（市）</li> </ul>
幹線道路	<p><b>【道路交通環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事故危険箇所の対策（県）</li> <li>● 歩車分離式交差点の拡充（関）</li> <li>● 片側1車線以上の幹線道路交差点部のボラード等整備の標準化（県）</li> </ul>
高速道路	<p><b>【道路交通環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高速道路での逆走の約7割を占める高齢者（65歳以上）への効果的な対策と啓発活動（関）</li> <li>● 高速道路における渋滞緩和（県）</li> <li>● SA・PAや道の駅における大型車駐車マスの拡充（関）</li> <li>● 片側一車線、対面通行の有料道路における早期のワイヤーロープ防護柵の設置（関）</li> </ul> <p><b>【交通安全思想の普及徹底】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高速道路を利用する運転者への交通安全思想の普及徹底（関）</li> </ul> <p><b>【研究開発及び調査研究の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 逆走車の防止に向けた技術開発（関）</li> </ul>

#### (4) 共通

##### 【交通安全思想の普及徹底】

- 興味関心を惹く交通安全啓発広報物の作成（関）
- 実技や体験等を取り入れた実践的な交通安全教育の充実（県）
- 交通安全教育用シミュレータ機器を使用した交通安全教育の推進（関）
- 反射材用品に対する関心の惹起と交通事故から身を守る自己防衛意識の定着（関）
- 交通弱者に対する多様な研究と交通安全教育の推進（市）（関）
- 訪日・在留外国人向けの交通安全教育の推進（県）（市）（関）

##### 【救助・救急活動の充実】

- 救助隊員及び救急隊員の知識・技術などの向上（県）（関）
- 救急医療機関の運営、設備等の支援（県）（市）
- ドクターヘリコプターの配備、運航の支援（県）
- 事故発生状況、現場の地形など受傷機転を推測することに有用な情報を消防および警察で共有できる仕組みとその集まった情報を医療機関が入手できる仕組みの構築（関）
- 先進事故自動通報システム（AACN）の進化に向けたコールセンター、消防庁、救急病院との連携（関）

##### 【被害者支援の充実と推進】

- 被害者支援制度の周知徹底および認知機会の増加（関）（被）
- 被害者及び遺族への経済的支援に加えた精神的な支援（県）（市）（関）（被）
- 重篤な交通事故被害者について、介護者なき後（親なき後）問題解決に向けた対策の検討及び実施（県）

##### 【研究開発及び調査研究の充実】

- V2X/V2N の活用に向けた整備計画の策定や民間ビジネス促進のための啓発（関）
- 交通安全に資する技術の普及に向けた実証実験事業や補助金事業による民間支援（関）
- 協調型の対策技術（AACN、V2X/V2N 等）の開発・普及に向けた省庁間連携体制の構築、ロードマップの更新（関）
- 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実・強化（県）（関）

##### 【その他】

- 交通安全や交通事故対策を担う道路交通安全技術者を確保、人材育成に関する施策の推進（関）
- 省庁、都道府県、市区町村などが行っている交通安全取組内容の取りまとめと公表（関）

参考資料：調査票

第12次交通安全基本計画に盛り込むべき事項（調査票）

連絡先

貴社・団体名	
部署名	
担当者名	
住所	〒
電話番号	
E-mail	

1. 貴社・団体の活動について

(1) 貴社・団体の第11次計画期間中(2021年度～2025年度まで)の交通安全に関する主な取組について教えてください。

--

(2) 今後、2030年度までに、貴社・団体が重視する交通安全に関する主な取組について教えてください。

--

## 2. 交通安全に関する課題及び対策について

今後、2030年度までに〈国に期待する主な交通事故対策〉について、貴社・団体にて〈重要と認識されている主な課題〉とともに記載してください。併せて、該当する「交通安全に関する観点」すべてに「○」を入力してください。該当する「交通安全に関する観点」がない場合は未入力で構いません。

〈重要と認識されている主な課題〉

〈国に期待する主な交通事故対策〉

〈道路交通の安全に関する観点〉		
施策の対象	施策の柱	最近の主な課題
1. 子供（0～5歳（未就学児））	1. 道路交通環境の整備	1. 子供の交通事故
2. 子供（6～15歳）	2. 交通安全思想の普及徹底	2. 電動キックボード等の新たなモビリティによる交通事故
3. 若年者（16～24歳）	3. 安全運転の確保	3. 高齢ドライバーが引き起こす交通事故
4. その他大人（25～64歳）	4. 車両の安全性の確保	4. ながら運転・歩行による交通事故
5. 高齢者（65～74歳）	5. 道路交通秩序の維持	5. あおり運転による交通事故
6. 高齢者（75歳以上）	6. 救助・救急活動の充実	6. 自動運転車の普及
7. 歩行者	7. 被害者支援の充実と推進	7. その他
8. 自転車	8. 研究開発及び調査研究の充実	
9. 二輪車	9. その他	
10. 自動車		
11. 生活道路		
12. 幹線道路		
13. 高速道路		
14. その他		

＜鉄道交通の安全に関する観点＞		
対策を考える視点	施策の柱	最近の主な課題
1. 重大な列車事故の未然防止 2. 利用者等の関係する事故の防止 3. その他	1. 鉄道交通環境の整備 2. 鉄道交通の安全に関する知識の普及 3. 鉄道の安全な運行の確保 4. 鉄道車両の安全性の確保 5. 救助・救急活動の充実 6. 被害者支援の推進 7. 鉄道事故等の原因究明と事故等防止 8. 研究開発及び調査研究の充実 9. その他	1. ホームからの転落やホーム上での接触 2. その他

＜踏切道の安全に関する観点＞		
対策を考える視点	施策の柱	最近の主な課題
1. それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進 2. その他	1. 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 2. 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 3. 踏切道の統廃合の促進 4. その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 5. その他	1. 運転事故の約4割を占める踏切障害 2. その他

＜海上交通の安全に関する観点＞		
対策を考える視点	施策の柱	最近の主な課題
1. ヒューマンエラーによる事故の防止 2. ふくそう海域における大規模海難の防止 3. 旅客船の事故の防止 4. 人命救助体制及び自己救命対策の強化 5. その他	1. 海上交通環境の整備 2. 海上交通の安全に関する知識の普及 3. 船舶の安全な運航の確保 4. 船舶の安全性の確保 5. 小型船舶の安全対策の充実 6. 海上交通に関する法秩序の維持 7. 救助・救急活動の充実 8. 被害者支援の推進 9. 船舶事故等の原因究明と事故等防止 10. 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実 11. その他	1. 船舶事故の7割以上を占めるヒューマンエラー 2. その他

<b>&lt;航空交通の安全に関する観点&gt;</b>		
<b>対策を考える視点</b>	<b>施策の柱</b>	<b>最近の主な課題</b>
1. 航空安全対策の深化・高度化 2. 航空需要増への対応及び安全維持・向上の一体的推進 3. 新技術・産業発展に伴う安全行政の新たな展開 4. その他	1. 航空安全プログラムの更なる推進 2. 航空機の安全な運航の確保 3. 航空機の安全性の確保 4. 航空交通環境の整備 5. 無人航空機等の安全対策 6. 救助・救急活動の充実 7. 被害者支援の推進 8. 航空事故等の原因究明と事故等防止 9. 航空交通の安全に関する研究開発の推進 10. その他	1. 無人航空機、空飛ぶクルマ等の次世代航空モビリティの安全対策の充実 2. その他

